

秋田藩十二所預茂木陪臣考

畑中康博*

はじめに

江戸時代の身分制度は一般的に「士農工商」と言われる。しかし近世大名家臣団の藩士は、単一の武士像で一括りにできるものではない。磯田道史は近世大名家臣団は侍・歩行（もしくは徒士）・足軽の三層構造からなっており、由緒を重んじる侍・世襲化する歩行・百姓町人社会と近接する足軽という具合に、それぞれの階層の特質を述べている。更に磯田は百姓町人は比較的簡単に足軽になることはできたが、足軽から歩行への昇進は困難だったことから、近世は侍・歩行以上の「士」と足軽以下の「農」に分離される「士農分離」社会であったと論じている。¹ 筆者はこの三層構造を磯田モデルと呼ぶ。ただ磯田の論考は大名家臣団のうち藩主に仕える直臣を研究対象としたもので、直臣に仕える陪臣については論じていない。それゆえ、陪臣の世界にも直臣同様、三層構造は存在するのかを検証する必要があった。

大名家臣団とは異なるが、陪臣を研究するにあたって大きな示唆を与えてくれたのが、宮地正人や松本良太による「旗本用人論」である。旗本とは徳川將軍家の家臣で、旗本用人とはその旗本の家臣である。この旗本用人には農民や町人が就任し、旗本家の家政運営に尽力したという。そこから宮地は旗本用人を「雇用型実務家集団」と呼んだ。更に宮地は、特殊技能を持って仕官と浪人・再仕官を繰り返す武士の存在は、江戸の旗本用人に留まらず近代初頭以前の国家論の一テーマとしてかなり普遍化できるのではないかと語っている。筆者はこれを

宮地予想と呼ぶ²。また松本良太は、旗本用人は特定の旗本家臣として定着せず、渡り奉公となるケースが多かったことを指摘している。同時に十八世紀以降になると、江戸近郊の上層農民が旗本用人として登用されることが多くなったことに着目し、ここから農村社会と江戸の下級武士社会とは近接していたと述べている³。

昨今の近世史研究において、大名家臣団のうち陪臣を研究する必要性を訴えたのは身分的周縁研究会である⁴。一九九〇年代、同研究会は陪臣の存在を、政治支配者としての武士とその他「農工商」をつなぐ「身分的中間層」・「境界的身分」と捉え、彼らの存在を照射することで武士身分の特質を浮き彫りにしようと試みた。だが陪臣研究の必要性を訴えながら、同研究会は陪臣の具体的論考を発表しなかった。

このように近世大名家臣団における陪臣については、研究の必要性が訴えられながら、ほとんど進んでいないのが現状である。

そこで筆者は一昨年、明治三年（一八七〇）に秋田藩の直臣が自家の陪臣の由緒を書き上げて藩庁へ提出した「陪臣家筋取調書」⁵から、秋田藩士六十五家の陪臣一三四〇家の取立年代や石高の記載をデータ化し、秋田藩陪臣社会の特質を発表した⁶。筆者はこの論考で、秋田藩陪臣社会に磯田モデルと宮地予想をあてはめることはできるかを検討した。その結果、秋田藩の陪臣には、武士身分を持つ「近進」、武士身分であるが奉公人の扱いを受ける「歩行」、奉公人である「足軽」の三つの階層があり、ここから秋田藩陪臣社会にも磯田モデルをあてはめることができることが分かった。興味深いのは、足軽は歩行に、歩行は近進にと、身分内で昇進するシステムがあり、歩行に取り立て

*秋田県立博物館

られた陪臣が近進に昇進する年数の平均は六十二年で、ここから数世代を経た後、父祖以来の功績が認められる形で昇進していったことが分かった。更に陪臣が足軽→歩行→近進と昇進しても彼らが直臣に取り立てられることはなく、直臣とは隔絶した陪臣の社会を形成していたことが分かった。言い換えると、直臣と陪臣の間には身分を隔絶する「鉄の天井」があったのである。

一方、宮地予想については、秋田藩の場合も仕官と浪人・再仕官を繰り返す陪臣が存在したことが分かった。細かく見ると、高禄の直臣に仕える陪臣と低禄の直臣に仕える陪臣を比較すると、前者ほど由緒の古い者が多く、逆に後者ほど仕官と解雇を繰り返していた。これは近世中後期に藩が行った直臣の知行借り上げにより、直臣が陪臣を蹴首せざるを得なくなったことによる。その結果、低禄の直臣には絶えず新参者が出入りし、逆に知行借り上げの影響を受けない高禄の直臣には由緒の古い陪臣が残るといふ、秋田藩の陪臣が二極化する現象が発生したのである。ただ仕官と浪人・再仕官を繰り返す陪臣が旗本用人並に家政運営に尽力していたかについては証明できなかった。

右の論考は、明治時代に江戸時代を振り返った資料を用いて立論したもので、陪臣が同時代に書いた資料を見なければ分からない三つの課題が残った。その第一は陪臣の仕官と浪人・再仕官の実態である。そして第二は歩行の世襲化の問題である。磯田モデルでは武士と農工商の間の線を歩行と足軽の間に引いている。であるならば、秋田藩陪臣の歩行の世襲化について論じる必要性がある。そして第三は直臣と陪臣の身分内差別の問題である。秋田藩では度々直臣と陪臣の差別化を図る法令を出している。この差別が果たして明治維新期に継承されたのか、それとも無くすような策が採られたのか、といった検証も必要だった。

実は、秋田藩の陪臣研究をめぐるこれらの課題を解決する糸口となる資料が平成二十二年七月、秋田県立博物館に寄贈された。この資料は秋田藩領内の在郷町の一つである十二所（秋田県大館市十二所）の

所預を勤めた茂木氏の家臣石川博康家の資料である。（別表）石川家は秋田藩陪臣の中で身分の低い歩行を勤めた家である。従って「分限帳」や「陪臣家筋取調書」のデータから得られる歴史像に石川家資料をあてはめることで、巨大な秋田藩武家社会のピラミッド構造を最底辺から見上げる視角を持つことができるのである。

本稿では、先の三つの課題を説明すべく、最初に秋田藩全体における十二所給人の位置づけと、そこにおける直臣と陪臣の違いを述べる。次に茂木陪臣の特質を述べる。そしてここに石川家資料をあてはめ、主家移動の実態、歩行の家督、婚姻の問題を解き明かし、身分の低い歩行の階層にも武家社会の「家」の論理が貫かれていることを明らかにする。

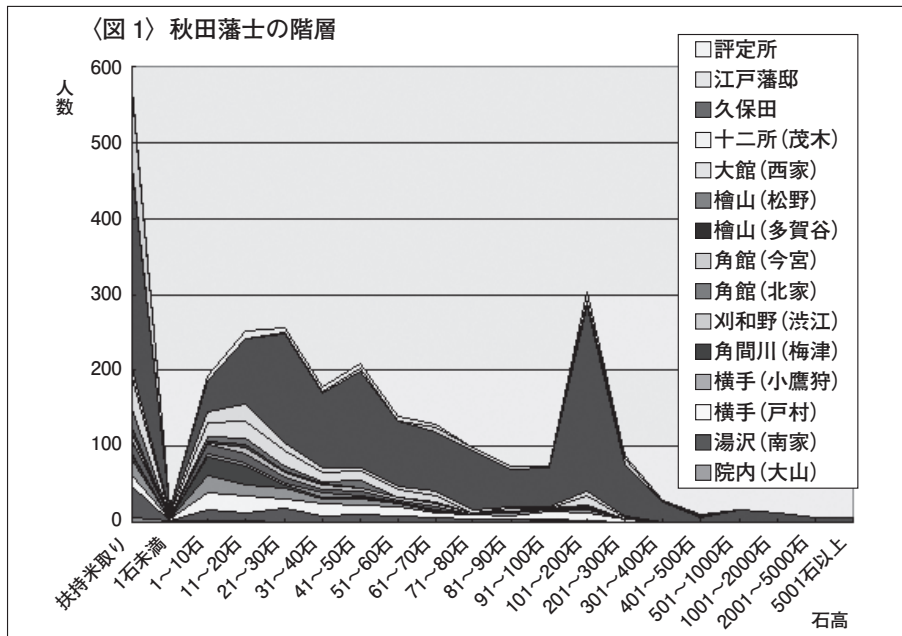
また直臣と陪臣の差別の問題は、明治時代の士族・卒族振り分けの問題から逆説的に論じる。ややもすると、明治時代に創出された士族身分には、それまで武士だった者が編入されたため、陪臣が士族と卒族に分けられた事実は従来研究の対象外とされてきたくらいがある。石川家の資料を見ると石川兵左衛門は卒族であり、戊辰戦争で軍功をあげたにもかかわらず士族になれなかったことが分かる。軍功をあげた歩行が士族になれなかった事実を考えると、士族・卒族の振り分けの論理と共に戊辰戦争の恩賞の持つ意味も考えなければならぬ。

一 十二所給人社会の俯瞰

秋田藩の直臣は、久保田城下に住む久保田給人の他に、大館城・横手城の支城下や十二所・檜山・角館・湯沢・院内・刈和野・角間川の在郷町に住む在郷給人がいた。在郷給人は佐竹一門や大身直臣の指揮下にあり、両者は組親と組下の関係にあった。刈和野・角間川以外には組親も住んでおり、彼らは所預と呼ばれた。

十二所の所預は、佐竹氏の出羽移封直後は赤坂下総、その後塩谷伯耆、梅津五郎右衛門にかわった。そして天和三年（一六八三）茂木筑

人を秋田藩士全体の中で位置づけるべく、まず〈図1〉で安政二年(二八五五)「秋田藩禄高調」に記載されている全藩士のデータを示す。それぞれのグラフは凡例別の給人の数を示す。一番上のグラフである「評定所」の藩士とは、藩へ献金したり金を貸して武士身分が認められた農民や商人である。二番目のグラフ「江戸藩邸」とは、江戸藩邸に詰める藩士である。ただし江戸勤番の藩士は久保田給人が勤めるので、最も層の厚い三番目の久保田給人のグラフに上乘せして考えれば



後となり、以後幕末までかわらなかつた。一般に秋田藩士は居住地から「〇〇組下給人」と呼ばれる。そこから、本稿に関わる十二所の秋田藩士の直臣は「十二所給人」もしくは「茂木組下給人」ということにな

十二所給

る十二所給人として預茂木陪臣を比較する。データは直臣については沼田家「秋田藩禄高調」、陪臣は秋田県公文書館所蔵「陪臣家筋取調書」

〈表2〉十二所給人と茂木陪臣の階層と割合

	直臣の人数	割合	茂木陪臣の人数	割合
扶持米取り	12	11.9%	0	0.0%
1石未満	3	3.0%	0	0.0%
1~10石	13	12.9%	1	2.4%
11~20石	23	22.8%	12	28.6%
21~30石	12	11.9%	9	21.4%
31~40石	6	5.9%	9	21.4%
41~50石	5	5.0%	3	7.1%
51~60石	5	5.0%	2	4.8%
61~70石	6	5.9%	3	7.1%
71~80石	4	4.0%	1	2.4%
81~90石	2	2.0%	2	4.8%
91~100石	1	1.0%	0	0.0%
101~2187石	9	8.9%	0	0.0%
合計	101	100%	42	100%

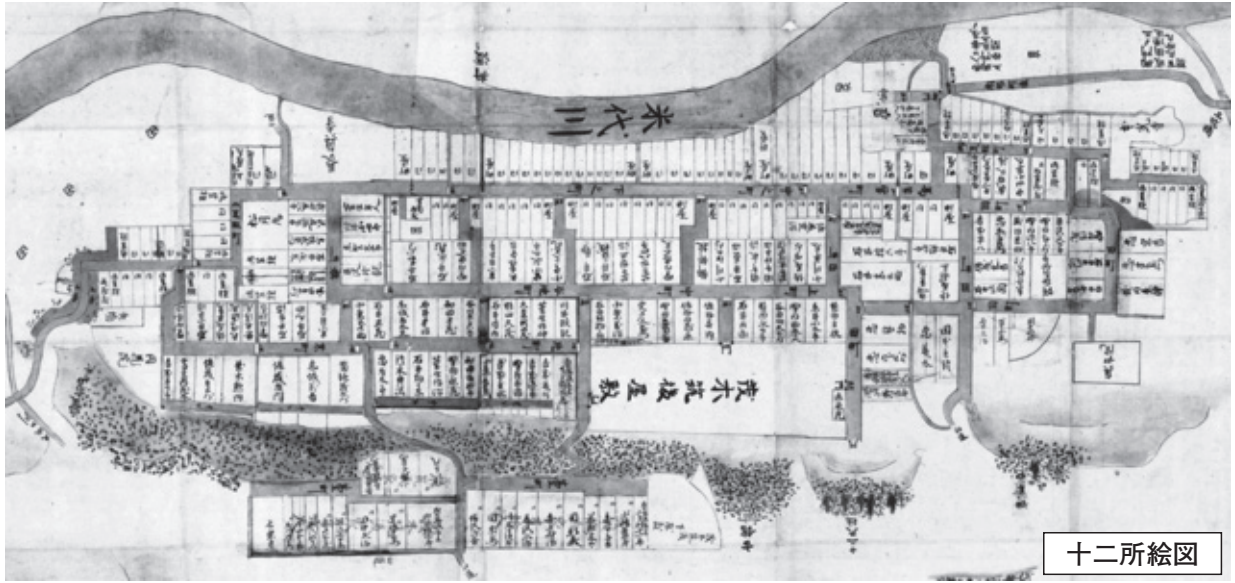
層の藩士が多いのに対し、十二所給人は一一石〜二〇石の階層の藩士が多いことが分かる。そこで〈表1〉に、久保田給人と十二所給人を比較し、どの階層の藩士が多いのかを示した。その結果、十二所給人は一一石〜二〇石の藩士が二二割おり、久保田給人より低額の藩士が占める割合が大き

次に〈表2〉で直臣であ

〈表1〉秋田藩士の階層と割合

	久保田給人	十二所給人	それ以外に在郷給人	平均
扶持米取り	17.7%	11.9%	27.3%	21.4%
1石未満	0.3%	3.0%	1.1%	0.7%
1~10石	2.8%	12.9%	12.7%	7.2%
11~20石	5.7%	22.8%	13.6%	9.5%
21~30石	9.6%	11.9%	9.5%	9.7%
31~40石	6.6%	5.9%	6.8%	6.7%
41~50石	8.5%	5.0%	7.2%	7.8%
51~60石	5.8%	5.0%	4.4%	5.2%
61~70石	5.3%	5.9%	4.0%	4.8%
71~80石	5.1%	4.0%	1.7%	3.7%
81~90石	3.4%	2.0%	2.1%	2.8%
91~100石	3.5%	1.0%	1.9%	2.8%
101~200石	16.3%	5.9%	5.3%	11.5%
201~300石	4.5%	2.0%	1.8%	3.3%
301~400石	1.8%	0.0%	0.3%	1.1%
401~500石	0.5%	0.0%	0.3%	0.4%
501~1000石	1.1%	0.0%	0.0%	0.6%
1001~2000石	0.8%	0.0%	0.0%	0.5%
2001~5000石	0.3%	1.0%	0.0%	0.2%
5001石以上	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%

よい。そして四番目のグラフが十二所給人である。十二所給人のグラフを見ると、秋田藩士全体では二一石〜三〇石の階



										早坂 五左衛門		佐藤 仙吉	
										松坂 武助			
										米山寅之助			
										出川 勤			
										町井 直人		照井 健蔵	
										瀬川助太郎		草野富太郎	
										高橋巳之助		伊勢 健吉	
										田中 直治		石川 兵左衛門	
										金田小太郎		工藤武之助	
										武田 三修		芳賀 嘉右衛門	
										大正院		佐藤慶太郎	
										長楽寺		小沢喜兵衛	
										墓所		佐藤 市左衛門	
												長岡平八郎	
												工藤 松蔵	

幕末期十二所士族屋敷図 (陪臣居住地部分図)

から、両者とも十二所分を抽出して用いた。なお表中の茂木陪臣の数は武士身分である近進以上とし、戊辰戦争で近進に昇進した人物を省いた。つまり、江戸時代の武士身分の陪臣のみとした。

これを見ると最も多い茂木陪臣は一一石〜二〇石の階層で、茂木陪臣全体の二八・六割を占める。また二一石〜四〇石の階層も多く、特に三一石〜四〇石の階層の藩士は給人よりも多い。つまり十二所の秋田藩士は、直臣・陪臣ともに一一〜二〇石の階層の藩士が多いが、それより禄の大きい階層に目を移すと、茂木陪臣の方が割合・実数ともに多い。そこから、十二所では身分の高い直臣が陪臣より経済的に優位に立っていたわけではなかったことが分かる。

続いて「十二所絵図」から、直臣と陪臣の居住地域を確認する。十二所は秋田藩領北部、米代川沿いに位置する町である。絵図を見ると、町の両端には本藩の足軽の居住地がある。そして町を東西に貫く道沿いには町人の町が広がる。十二所給人の居住地は所預茂木氏の屋敷を中心に東西に広がっている。そして茂木陪臣の居住地は給人居住地の南側、急

峻な崖を三〇ほど登った段丘面上にある。絵図には陪臣の屋敷に並んで「古館」の記載がある。これは元和六年（一六二〇）に廃城となった十二所城址である。ここから茂木陪臣は、かつて存在した城の間に住んでいたことが分かる。また茂木陪臣の居住地と「古館」の間に「茂木筑後下屋敷」の記載がある。この下屋敷について『大館市史』第二卷所収の「幕末期十二所士族屋敷図」を見ると、ここに石川兵左衛門の屋敷があることが分かる。また、石川兵左衛門の屋敷の周囲の人名を見ると、いずれも茂木家の歩行だった。ここから石川ら茂木家の歩行は茂木家の下屋敷に住んでいたことが指摘できる。

以上、本節では茂木陪臣の特質を秋田藩藩士全体から絞り込んでいく形で考察を進めてきた。

その結果、十二所給人は久保田給人に比べて低禄の藩士が多かったこと、加えて十二所給人と茂木陪臣を比較すると、茂木陪臣の方が高禄をはむ藩士が割合的に多かったことなどが分かった。つまり十二所では、直臣と陪臣の身分差と経済格差が一致していなかったのである。また居住地を見ると、陪臣居住地は安全な高台にあり、陪臣が直臣を睥睨する形で暮らしていた。在郷町十二所の特質は、身分に応じた格差が顕在化しにくい点にあったと言える。

二 茂木陪臣の特質

次に秋田藩陪臣社会における茂木陪臣の特質を述べる。

石川博康家資料には、歩行と足軽に対して儉約を励行すべきことを定めた資料が伝存する。^⑩

御歩行

「男女着服木綿」「麻布不苦候。金巾不相成候。

但、染色之儀は追て被仰渡候得共、黒色は此節より不相成候。

一羽織「木綿、夏は麻平」「事。「色は黒不相成候。

御供之節は別段之事。

一袴冬は木綿無地縞二可相限、夏□麻布真麻二可相限事。

但、御供之節ハ臨時之御吟味茂可有之候。

一帯は自織小倉以下二可限事。

一袴□麻平麻布二可相限候事「候横麻之分、来亥年迄可相改。

但、竜門不相成候

一大小柄糸之義ハ色黒二可相限、其外「相成候。

一頭巾表絹類袖類一切不相成候。

一雪駄塗下駄之類不相成候。皮緒黒二可相限事。婦人之儀は男子之

通二可相心得、雪駄草履□下駄類不相成候。真田緒不相成候。

〈中略〉

御足軽

一着服之儀は大體御歩行二相準、猶以質素二可致候事。

但し紋付色花色浅キニ可相限事。

一大小柄糸木綿糸皮ニ当暮迄二可相改事。

一袴冬は木綿、夏ハ麻限り可申。但し無地ニ可致候事。

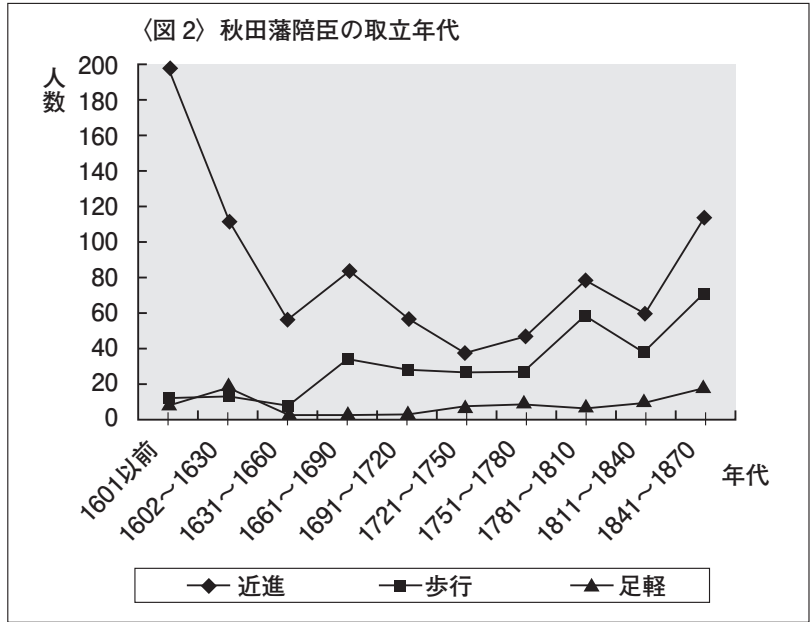
但、是迄着用罷有候木綿縞之分当分不苦、当十二月迄無地ニ可相改候。

一雪駄不相成事右之外御歩行二準、一體質素を守、身分不相成之儀

無之様可致候。

〈後略〉

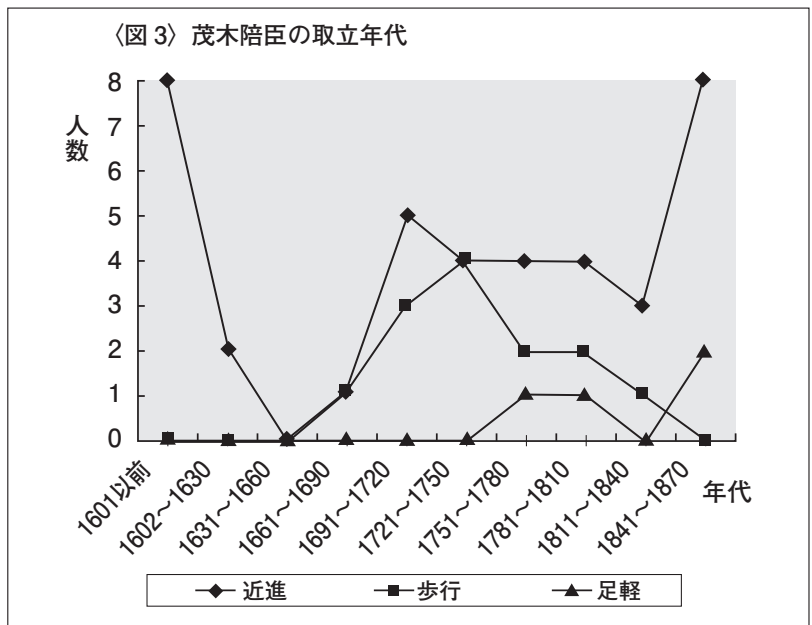
ここで注目したいのは、歩行と足軽の衣装の違いである。歩行は羽織・袴・袴について色や素材の規定があるが、足軽には袴の規定しかない。また太刀と脇差の柄糸は、歩行は黒、足軽は木綿糸とある。ここから歩行と足軽の容姿が分かる。すなわち両者とも袴を着用し、大小の刀を帯びる。ただし袴を着るのは歩行以上で、刀の柄糸の違いで身分が判明した。磯田は多くの藩の事例から、武士身分である歩行と武家奉公人である足軽の容姿の違いは、袴着用の有無と指摘している



が、秋田藩の場合、その違いは袴着用の有無にあったことが右の資料から分かる。次に明治三年「陪臣家筋取調書」から、明治維新を迎えた陪臣が、いつ直臣に仕えたのかを〈図2〉に示す。まず近進を見ると、近進は佐竹氏の出羽移封前の常陸時代から仕えている者が多いことが分かる。数字を

あげると出羽移封前からの由緒を持つ近進は全体の二・四割を占める。次に歩行を見ると、歩行は近世後期の取り立てが多く、とりわけ一八四一〜一八七〇年代にかけての取り立てが歩行全体の二・八・五割を占める。この数字は秋田藩武士社会の様相を物語る。すなわち近世初期、佐竹氏の軍団は北関東出身の直臣と同地出身の近進により構成されていた。そして出羽移封後、随時人材を補充し家臣団を形成したのである。

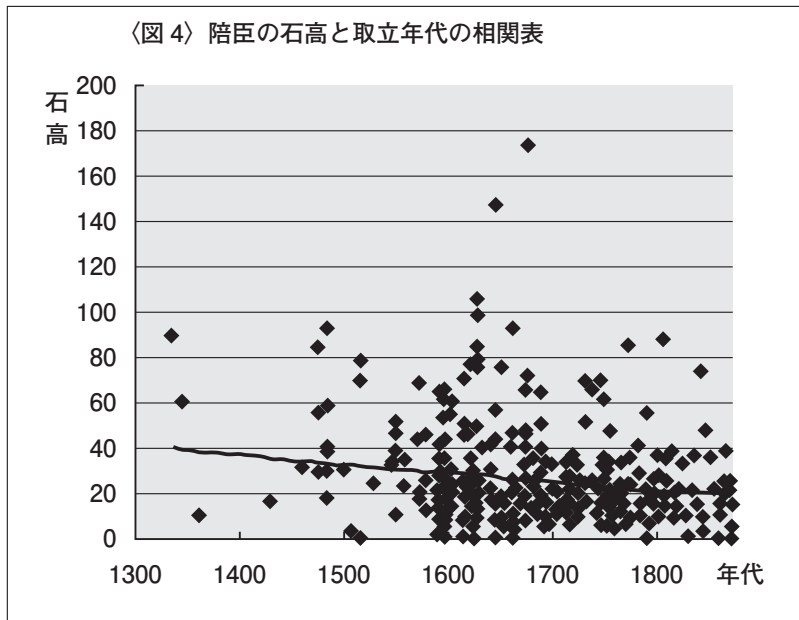
〈図2〉では近進・歩行ともに幕末期の取り立てが多い。これは戊辰戦争の軍功により取り立てられた結果で、慶応四年（一八六八）以



降取り立てられた人数は、近進が四五名、歩行が二〇名にのぼる。

次に「陪臣家筋取調書」のデータから、茂木陪臣の取立年代を抽出し〈図3〉に示す。茂木家は秋田藩内の上級藩士（引渡二番座）で家禄は二一八七石、近世を通じて十二所の所預を勤めた。しかし茂木家はもと

と佐竹氏の家臣ではなく、中世は下野国茂木（栃木県芳賀郡茂木町）の領主だった。それだけに茂木陪臣のうち武士身分を持つ近進には、古い由緒を持つ者がおり、建武年間に取り立てられた塩沢家を筆頭に八家が中世に取り立てられている。〈図3〉を見ると、茂木家の近進は中世に取り立てられた八家を基幹として、近世中期以降に取り立てた陪臣を加えて家中を形成していったことが分かる。また〈図3〉の近進のグラフを見ると、近世後期に八家を取り立てているが、このうち慶応四年（一八六八）の戊辰戦争の軍功により取り立てられた者は三名に過ぎず、残り五名は戦争以前の身分内昇進だった。この点が陪臣社会の全



体像と若干異なる。

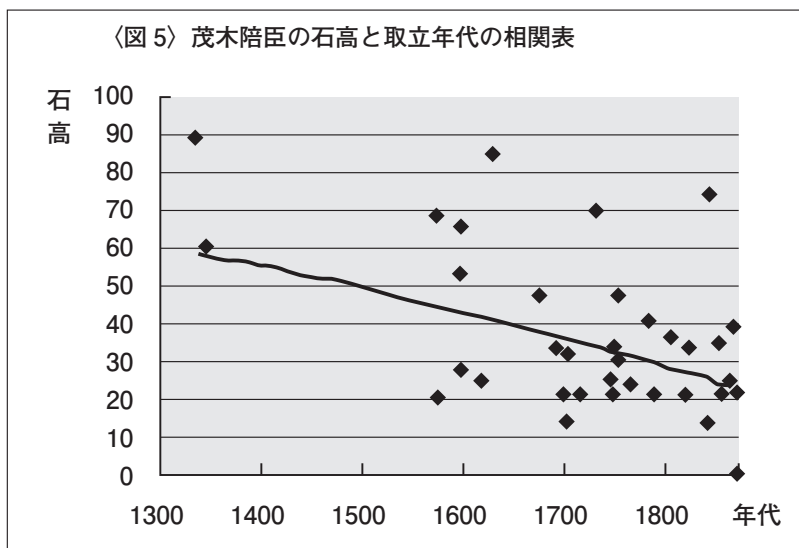
次に〈図3〉の歩行のグラフを見る。歩行の取り立てが一番多いのは一七二一〜一七五〇年にかけてであり、実はこの中に石川兵左衛門も含まれている。

〈図2〉と〈図3〉を比較すると、中世以来の近進に、近世中期以降に取り立てられた近進が加わって家臣団

を形成している点で、茂木家中は秋田藩陪臣社会の標準的なモデルであったと言える。

続いて「陪臣家筋取調書」から石高が記載されている秋田藩の近進四百人を抽出し、石高と取立年代の相関表を〈図4〉に示す。相関値は $\Delta 0.17$ で、グラフに回帰直線を入れると緩い減少傾向を示す。ここから秋田藩の陪臣は、由緒の古い陪臣が高禄で、取立年代が下がるにつれて低禄の陪臣が多くなる傾向があったことが分かる。

次に「陪臣家筋取調書」から茂木陪臣を抽出して〈図5〉に石高と取立年代の相関を示す。相関値は $\Delta 0.55$ となり、陪臣全体の数値より負



の傾向が顕著になる。〈図4〉と〈図5〉の分布図の回帰直線は〈図5〉の軌跡の方が右下がりとなる。つまり茂木陪臣は由緒の古い家が高禄をはむ傾向が著しいのである。

取立年代の古い高禄の陪臣が近世を通して高禄であり続けたということは、茂木家では新参者が成り上がらないシステムだったことを意味する。これを言い換えると茂木家は、伝統と格式を重んじ、安定した家中を形成していたということになる。

三 主家移動の実際

ここで茂木家における陪臣取り立ての様子を石川博康家資料「石川兵左衛門出仕覚書」^②から見る。この資料は、寛保三年（一七四三）に茂木陪臣石川兵左衛門が記した資料で、ここには石川兵左衛門が茂木陪臣となった経緯が記されている。

① 明年殿様江戸御登被仰付候ニ付、其元御歩行ニ被召出候段、役人

中より被仰出候間、早速御受被成候様ニ致度候段御申ニ御座候。依て則申上候ハ、委細被仰付候趣私身分ニハ重畳有難仕合奉存候。則御受仕度奉存候得共、御存之通②主人茂左衛門方え右之子細申聞、首尾能暇相済申候上ハ何分御請可仕段申上候。

〈文中傍線部筆者〉

文中傍線部①の殿様の江戸登りとは、寛保四年（一七四四）藩主佐竹義峰の参勤御礼のため茂木宮内が江戸へ参府することを意味する。つまり江戸参府御用を勤める茂木宮内が、十二所給人菊地茂左衛門の家臣だった石川兵左衛門を自分の家臣に欲しいと言いつ出したのである。もつとも、茂木宮内自身が石川兵左衛門を指名したわけではなく、「役人中より」とあることから、茂木家中の人物が兵左衛門を家臣の末端に加えようとしたと考えた方がよい。茂木家からの申し出を聞いた石川兵左衛門の最初の答えは、傍線部②のごとく主人菊地茂左衛門が暇を許可してくれば家臣になるというものだった。資料の続きを読む。

夫より内え罷帰り内々相談致候ハ、両親始親類共申事ニハ、身分ニ取難有立身、其上末々迄も案塔之事ニ候へ共、数代主人之事ニ候へハ暇願も六ヶ敷可有之と存、石井弥市右衛門殿御頼、同日晩御同人申入

兵左衛門は帰宅後、両親と親類に相談する。彼らは兵左衛門の立身を喜んだが、数代に渡って仕えた菊地茂左衛門が許さないだろうと話した。

菊地茂左衛門は元文四年（一七三九）の分限帳によると七〇石余の十二所給人である。菊地レベルの直臣が抱える陪臣は一人である。つまり主人である菊地にとって、石川兵左衛門は勝手知ったる唯一の家臣だった。資料中の「暇願も六ヶ敷可有之と存」、つまり兵左衛門を手放すことを主人は承知しないだろう、という両親や親類の判断はこ

こにある。

そこで石川兵左衛門は親戚の石井弥市右衛門へ取りなしを頼んだ。資料の続きを読むと、石井弥市右衛門は「存も不寄ル願、早速ニハ相成り兼申候間、兎角親類取合之上、此方より様子可致」と述べ、更に「長ケク召使候外ニ普代ニ致指置候事ニ候へハ、たとへ如何様之願ニ而も相済堅ク可有是」と話している。すなわち相談を受けた石井弥市右衛門も、石川兵左衛門が茂木家へ移るのは無理だと考えたのである。

ここで登場する石井弥市右衛門であるが、藩の分限帳には出てこない。それゆえ石井弥市右衛門は直臣ではなく、十二所にいる本藩の足軽、もしくははいずれかの十二所給人の陪臣だと考えられる。

資料の続きを読むと、石川兵左衛門は茂木家を訪れ、両親や親戚に相談したが、主人から暇をもらうのは難しいと判断したので「御上より旦那被仰付候様ニ」すなわち茂木宮内が菊地茂左衛門へ話しをつけてくれないかと願ひ出る。これに対し茂木家では「其儀ハ御障り共有之候」と断った。そこで石川兵左衛門は十二所給人の石井大内蔵に取りなしを頼む。石井大内蔵は五四石余の十二所の直臣である。石井大内蔵は菊地茂左衛門への説得を承諾するも、石井大内蔵は「茂左衛門乍慮外不取受」と菊地は断るに違いないと話した。だがその後石井は「成程茂左衛門存寄り至極尤成ル事ニハ候得共、文太事も甚タ立身其上末々親子勤等之事ニ候へハ、重々案塔之事相見得候上は願之通り早速暇くれ指出す筈」と話した。

ここで登場する文太であるが、筆者は文太が菊地茂左衛門の嫡子であると判断する。というのは、秋田藩では家督相続前の嫡子に二人扶持を与え出仕させる制度を取っており、資料中「文太が立身し親子勤をする」とあるのがこれに該当する。石井大内蔵は「菊地茂左衛門の嫡子文太が出仕するようになれば、茂左衛門は暇を出さだろう」と判断しているが、これは石川が出仕前の文太の養育に欠かせない存在であったことを物語る。

「石川兵左衛門出仕覚書」は前部が欠損しており、右のやりとりがいつ行われたのか不明である。ただ中身をたどっていくと十二月二十二日昼と出てくる。ここから石川兵左衛門の主家移動の話は、寛保二年（一七四二）十一月か十二月であることが分かる。資料では、この日石井大内蔵が菊地茂左衛門を訪ね、石川兵左衛門に暇を出してはどうかと説得している。石井から説得された菊地茂左衛門は、翌二十三日、石井大内蔵と石川兵左衛門の親類を同席させて、石川兵左衛門の子供市太郎を菊地家に置いていくことを条件に兵左衛門に暇を出すと話した。

翌二十四日朝、兵左衛門は茂木家を訪れ、主人から暇が許されたことを報告する。茂木家では、明日は御用納めなので今日中に処理することが伝えられ、明けて一月二十日出仕するよう申し渡された。

寛保三年（一七四三）一月二十日、石川兵左衛門は茂木家の三人扶持の歩行となる⁽¹⁷⁾。そして自らの主家移動の一件を記した「石川兵左衛門出仕覚書」を書き上げた。この資料で注目すべき第一は、石川兵左衛門の主家移動が茂木家側から望まれたことによるものだったことである。筆者はこれまで陪臣の主家移動は誅首された陪臣が次の主人に仕官する、あたかも浪人が再仕官するような印象を抱いてきた。しかし、石川兵左衛門の主家移動は浪人・再仕官とは異なり、先方からの引き抜きによるものだった。

注目すべき第二は、石川兵左衛門を欲する茂木宮内と手放したくない菊地茂左衛門の関係をとりなしたのが、石川兵左衛門の親戚や、十二所給人石井大内蔵だったことである。石川兵左衛門と石井大内蔵の関係は不明であるが、注目すべきは、陪臣、それも歩行という身分の低い武士であっても、親戚への相談、親戚の取りなしといった武家社会の慣行が見られた点である。

ではなぜ茂木宮内は菊地茂左衛門の家臣だった石川兵左衛門を自らの家臣に加えようとしたのか。この問題を解く糸口は、茂木宮内が江戸参府御用を勤める直前に石川兵左衛門を召し抱えたことにある。

実は石川博康家資料三四点中、武芸関係の資料が三点がある⁽¹⁸⁾。これは同家が武芸の稽古に励んだ証拠である。歩行の仕事は屋敷の警備や主人が外出した際の供奉である。そのため歩行に求められる資質や能力は、頑健・強壯な体格であり武芸だった。

先に石川兵左衛門が菊地茂左衛門の嫡子文太の養育に携わっていることを述べたが、この事実には武芸関係の資料を重ね合わせると、石川兵左衛門は茂木宮内をして江戸参府御用に歩行として加えたいと思うような武芸に練達した人物だった可能性が大きい。

以上、本節では石川兵左衛門の主家移動の様相を見てきたが、ここで分かることは、歩行は個人単体で主人に仕えていたわけではなく、菊地家に数代に渡って奉公していたことから移籍は難しいと判断した両親の発言や、出処進退をとりなした親戚の存在から、武士社会の根幹をなす「家」の論理が貫かれていたことが分かった。だが歩行にとって大事なことは、由緒以上に個人の持つ武芸の資質や体格であった。磯田道史は、近世大名家臣団における直臣の歩行は、家柄よりも個人的な資質・能力の方が重視されたと述べているが⁽¹⁹⁾、これは秋田藩茂木陪臣歩行でも同じであるということが言える。

四 系図復元から見えるもの

石川博康家資料と秋田県公文書館所蔵「士族卒明細短冊」から同家の系図を復元する。(図6)石川家は代々家督相続前は兵吉、相続後は兵左衛門と名乗っている。(図6)中の石川兵左衛門には便宜的に数字をふった。また過去帳には女性の実名が書かれておらず、戒名のみ記載となった。筆者はこの系図から次の三点を指摘する。

第一は、工藤重兵衛家との婚姻である。工藤重兵衛は茂木陪臣ではなく十二所に住む本藩の足軽である⁽²⁰⁾。十二所には一〇石取りの足軽が一四人、七石取りの足軽が三十六人がいたが、このうち工藤重兵衛家は一〇石の足軽だった⁽²¹⁾。過去帳に記載されている女性の実家が判明する

のは工藤重兵衛家のみであるが、この事例は興味深い。筆者は旧稿において、陪臣の家は陪臣同士で婚姻と養子縁組を結ぶと述べたが、この事例は直臣と陪臣を越えて身分の低い家同士が婚姻関係を結んでい

たことを示している。

第二は、伊勢家の創始についてである。〈図6〉中、第四代石川兵左衛門の姉妹の心安妙意信女と積尼妙智不退について、過去帳には次のような記載がある。

天保五年八月十九日

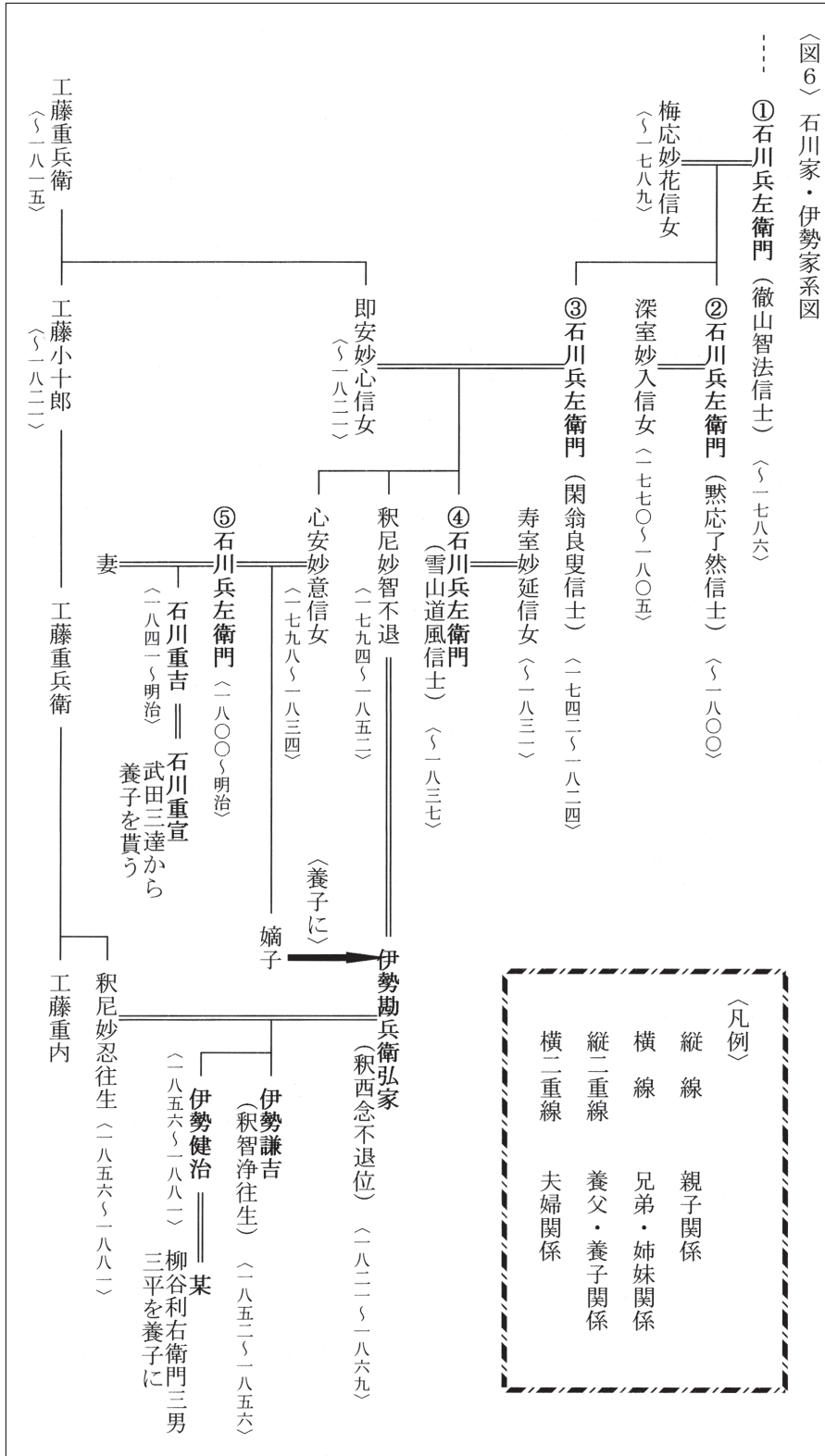
心安妙意信女 行年三十七歳 此人石川家之妹娘

姉娘御奉公ニ出候ニ付妹家相立、姉別家伊勢名のる

嘉永五子四月十九日

積尼妙智不退 行年五十九歳 此人石川兵左衛門姉娘

御奉公被召出長く之年功依て御歩行ニ嘉永三戌年被召立石川家ノ嫡子 伊勢勘兵衛相立



「石川家過去帳」(石川博康家資料2)・「伊勢家過去帳」(同資料3)・「旧茂木陪臣取調書」(同資料5)・「遺跡願」(同資料11)・「相続人貰受届」(同資料12)・「改名願」(同資料13)・「実名花押」(同資料14)・秋田県公文書館所蔵「土族卒明細短冊 13」(930103-11525)・「同 14」(903-103-11526)・同館所蔵「卒家譜 44」(930103-11494)より作成

ここに姉の釈尼妙智不退は奉公先で永年勤続が認められ、伊勢家を立てることが許されたとある。伊勢家は石川家同様茂木陪臣の歩行を勤めた家で「陪臣家筋取調書」に記載がある²³⁾。ここから釈尼妙智不退の奉公先は十二所所預茂木家で、奉公ぶりが認められて陪臣の家が新たに興された、ということになる。右の記載を見ると、姉が奉公に出たことで妹が家を立てたとある。「士族卒明細短冊」を見ると、石川兵左衛門は養子で、明治六年(一八七三)時点で七四歳とある²⁵⁾。ここから兵左衛門は寛政十二年(一八〇〇)生まれということが判明し、寛政十年(一七九八)生まれの心安妙意信女との間にできた嫡子を姉の養子伊勢勘兵衛にした、とすると筋道が通る。過去帳を見ると、伊勢勘兵衛は明治二年(一八六九)七月十七日に四九歳で亡くなっている。そこから伊勢勘兵衛は、文政四年(一八二一)の生まれで、石川兵左衛門が二一歳の時の子供ということになる。また、兵左衛門が嫡子を養子に差し出した時点では、石川家は先代の石川兵左衛門(雪山道風信士)が存命であり、先代が当主だった。そこから、家督相続前の石川兵左衛門の嫡子が、妻の姉の功績により、伊勢家当主として取り立てられたということになる。女性の働きにより新たに陪臣の家が興され、親戚筋の家から当主を迎えられた事例は、秋田藩内ではこれまで知られておらず注目に値する。

また、姉と妹では戒名が異なり、宗旨を調べると石川家は禅宗長興寺、伊勢家は一向宗本光寺である²⁶⁾。伊勢家当主は石川家から迎えられて創始されながらも檀那寺が異なっている。ここから伊勢家は全く新しい家として創出されたことが指摘できる。

第三は、新たに創出された伊勢家が石川家の親戚筋の家となり、石川家と密接な関わりを持つようになったことである。それは次の二つの点から指摘できる。一つは伊勢家の婚姻関係が石川家と同じく工藤重兵衛家だった点がある。二つは伊勢家の関係書類が石川博康家に伝存したことである。ここにも歩行という身分の低い陪臣であっても同じ階層の親戚のつながりを重視する環境にあったことが指摘できる。

五 秋田藩武家社会終焉時の茂木陪臣

最後に直臣と陪臣の差別の問題について述べる。手法として、明治時代に創設された新たな身分制度に、石川兵左衛門やその他の茂木陪臣がどこに編入されたのか、という観点から考える。

明治二年(一八六九)明治政府は、それまでの「士農工商」を廃止し、新たに「華族・士族・卒族・平民」の身分制度を設けることを打ち出した。これにより江戸時代に武士だった者は士族に編入されることになったが、それは直臣の場合で、陪臣は士族と卒族に分けられることになった。石川兵左衛門は卒族に編入され士族になれなかった。

秋田藩士の士族・卒族振り分けは、明治二年(一八六九)六月二十六日「藩政改革条目並執達」で打ち出された²⁷⁾。

一 四家・引渡・廻座・近進等之称号・家格を廃し、御苗字の面々より下士に至る迄士族と称し、上士・中士・下士と三等に被定置、座列三等之順席に可従事。

一 御附人の分連綿相続、家筋の者中士に被召出、御宛行当高十七石、元小役銀付を以て可被下置候事。

一 陪臣下士に被召出、御宛行蔵米輕升八石被下置候事。

一 歩行以下従前足輕譜代連綿の者に限り卒族に被召出、在住にて七石宛可被下置候事。

一 陪臣とも是迄の等級に寄被召出差等有之候に付、精々吟味の上可申立。万一如何の取調有之候ては屹度可被及沙汰候事。

簡単に言うと、直臣は士族(上士・中士・下士の三等級に分かれる)、陪臣も士族(ただし附人は中士、近進以上は下士)、歩行・足輕は永年主人に仕えている者に限り卒族とする、とある。

秋田藩ではこの執達の後、直臣から戊辰戦争の軍功取調書を提出さ

〈表3〉茂木陪臣一覧

No.	身分	名前	禄高(石)	扶持	登用年	ランク	軍功賞典
1	近進	塩沢良太郎	89		建武年中	A	
2	近進	町井藤太郎	60.4		貞和年中	A	
3	近進	赤上 清	65.4		中世	A	
4	近進	関 新太郎	67.95		天正年中	A	
5	近進	小野七右衛門	84		寛永5	A	
6	近進	下戸前周助	69		享保15	A	
7	近進	小嶋忠治	27.73		中世	A	軍功賞典1人扶持
8	近進	川連小隼人	27.73		中世	A	軍功賞典1人扶持
9	近進	川又久馬	53.2		中世	A	
10	近進	田谷沖負	20		天正年中	A	
11	近進	平沢四郎右衛門	25		元和4	A	
12	近進	赤平勇記	46.75		延宝2	A	
13	近進	小山弁治	25		永年	A	
14	近進	松沢正治	33.233		元禄6	A	
15	近進	諏訪八郎右衛門	25		延享2	A	
16	近進	塩沢順治	38.28		元治元	A	
17	近進	小嶋善之丞	23.853		明和2	A	
18	近進	小野順之助	46.903		宝暦3	A	
19	近進	羽沢誠之助	40.234		天明2	A	軍功賞典1人扶持
20	近進	関 新蔵	36.233		文化2	A	
21	近進	町井寿光治	20.73		文政3	A	
22	近進	小野勇治	25		文久元	A	
23	近進	早坂五左衛門	20.73		延享3	A	
24	近進	佐賀源吾	20.73		延享3	A	
25	近進	田中武治	20.73		元禄12	A	
26	近進	照井健蔵	31.98		元禄13	A	
27	近進	米山寅之助	13.82		元禄13	A	
28	近進	東海林忠蔵	20.73		享保年中	A	
29	近進	高橋俊之進	33.233		宝暦年中	A	
30	近進	武田三祐	21.52		慶応4	A	
31	近進	出川 勤	20.73		天明8	A	
32	近進	藤沢 勇	20.73		寛政2	A	
33	近進	藤村宮作	33.233		文政6		
34	近進	松下文太郎	73.753		天保12	E	
35	近進	佐藤謙吉	34.8		嘉永3	E	
36	近進	伊東亀八郎	20.78		嘉永6	F	
37	近進	金田小太郎	13.82		天保10	F	
38	近進	草野富太郎	0.005	3	慶応4	B	
39	近進	松坂武助	30		宝暦2		
40	近進	佐藤慶太郎	0.005	3	慶応4	B	
41	手医	吉田梅庵	34		延享元	A	
42	手医	武田養安	43.48		天保11	A	
43	手医	武田三修	7.5		明和年中	A	
44	手医	千葉元策	13.85		文久2	F	
45	近進並	石川兵左衛門	0.005	3	明治2	B	
46	近進並	小沢喜兵衛	0.005	3	慶応4	B	
47	近進並	佐藤清四郎	0.005	3	慶応4	H	
48	一代近進並	長岡平八郎	0.005	3	慶応4	B	
49	一代近進並	佐藤市左衛門	0.005	3	慶応4	B	
50	一代近進並	芳賀喜右衛門	0.005	3	慶応4	B	
51	一代近進並	工藤武之助	0.005	3	慶応4	B	
52	一代近進並	伊勢健治	0.005	3	慶応4	I	
53	歩行	佐藤虎之助	0.005	3	永年		
54	歩行	長岡小太郎	0.005	2	永年		
55	歩行	工藤平助	0.005	2	永年		
56	歩行	芳賀鶴蔵	0.005	2	永年		
57	歩行	千葉金治	4.95		寛延3	L	
58	歩行	中山富治	4.95		安永9	L	
59	足軽	政蔵	4.65		明和年中		
60	足軽	(高橋) 巳之助	4.65		文化年中	J	
61	足軽	(瀬川) 助太郎	4.65		安政年中	J	
62	足軽	(佐藤) 庄七	4.65		慶応4	L	

せ、また翌三年には直臣から「陪臣家筋取調書」を提出させて、陪臣を中士・下士・卒族に振り分ける作業を行った。

茂木陪臣がどのように振り分けられたのかを〈表3〉に示す。表中の人名は「陪臣家筋取調書」に記載のある人物で、近進四〇人、近進待遇の手医四人、近進並三人、一代近進並五人、歩行六人、足軽四人の計六二人の記載がある。そして彼らが士族と卒族に編入した状況については「元陪従永世士族抱取調元陪従永世卒族抱取調元陪従士年限抱取調他」に従ってランクづけた。ランクづけの凡例は〈表4〉に示す。

その結果、近進と手医は確認できた四二名中四〇名が士族、近進並以下は確認できた全員が卒族だった。これは近進と手医以上が武士として扱われていたことを示している。出身階層が近進ながらも卒族に編入された草野富太郎と佐藤慶太郎は慶応四年(一八六八)に近進に昇進した人物で、もともと草野は郷士、佐藤は歩行だった。No.四五石川兵左衛門からNo.五二伊勢健治までは近進並と一代近進並で、いずれも慶応四年と翌明治二年に歩行から昇進している。ところが〈表3〉を見ると、幕末戊辰戦争時に昇進した人物は、皆士族に編入されていない

い。そこから秋田藩における陪臣の士族・卒族振り分けの論理は、江戸時代に武士として扱われたか否かにあったと言える。言い換えると、明治時代の新身分創出において最も重要視されたのは、戊辰戦争以前の出身階層にあったということになる。⁽²⁹⁾
 石川兵左衛門の卒族編入の通知状を見る。

草野富太郎・佐藤慶太郎・石川兵左衛門・小沢喜兵衛・佐藤市左

この資料から、石川兵左衛門への卒族編入の通達は、江戸時代に歩行を勤めていた人たち全員の名前が併記された文書だったことが分か

衛門・長岡平八郎・芳賀吉右衛門・工藤直之助・工藤政蔵
 右九名今般御取調之旨有之、卒ニ被召立、御宛行軽升米五石四斗宛被下置、大砲方へ被入置、郷長附属被仰付之事
 明治四年辛 未七月廿四日

〈表4〉士族・卒族のランクと身分確定の条件

ランク	確定身分	給与の期限	身分確定の条件	〈表3〉の人数
A	士族	永世	文化2年の系図改めて藩から認められた筋目の正しい者	35人
B	卒族	永世	往古より世襲の卒として仕えた家筋の者	8人
C	士族	10年間	元武士で50年以上の家筋の者	0人
D	士族	7年間	元武士で30年以上の家筋の者	0人
E	士族	5年間	元武士で10年以上の家筋の者	2人
F	士族	3年間	元武士で10年以下の家筋の者	3人
G	士族	2年間	元武士で3年以下の家筋の者	0人
H	卒族	10年間	元卒で50年以上の家筋の者	1人
I	卒族	7年間	元卒で30年以上の家筋の者	1人
J	卒族	5年間	元卒で10年以上の家筋の者	2人
K	卒族	3年間	元卒で10年以下の家筋の者	0人
L	卒族	2年間	元卒で3年以下の家筋の者	3人

秋田県公文書館「元陪従永世士族抱取調元陪従永世卒抱取調元陪従士年限抱取調他」(A317-83)

〈表5〉十二所給人・茂木陪臣などの恩賞一覧

No.	人 名	近世の身分	生存・討死	恩賞(第1回審査)	恩賞(第2回審査)
1	茂木筑後	所預	生存	感状・刀・銀70枚	感状・刀・銀70枚
2	城 縫殿助(兵庫助)	十二所給人	生存	紋付袴・銀7枚	刀
3	石井藤右衛門	十二所給人	生存	紋付袴・銀7枚	刀
4	岡本大内蔵	十二所給人	生存	紋付袴・銀10枚	3石
5	大森内蔵助	十二所給人	生存	紋付袴・銀5枚	刀
6	菊地数之助	十二所給人	生存	紋付袴・銀7枚	刀
7	高宮治左衛門	十二所給人	生存	紋付袴・銀3枚	刀
8	沢尻市之丞	十二所給人	生存	紋付袴・銀3枚	刀
9	菅生数馬(四郎左衛門)	十二所給人	生存	紋付袴・銀3枚	
10	吉成九右衛門	十二所給人	生存	銀5枚	銀7枚
11	谷田部久右衛門	十二所給人	生存	銀5枚	刀
12	石井辰蔵	十二所給人	生存	紋付袴・銀3枚	
13	鈴木助十郎	十二所給人	生存	銀7枚	銀7枚
14	月居東馬(山蔵)	十二所給人	生存	銀7枚	銀7枚
15	佐谷内蔵丞	十二所給人	生存	紋付袴・銀5枚	刀
16	谷田部三吉	十二所給人	生存	紋付袴・銀3枚	銀3枚
17	谷田部多記	十二所給人	生存	紋付袴・銀10枚	
18	岡本政治	十二所給人	生存	紋付袴・銀10枚	3石
19	菊地順之助	十二所給人	戦死	10石	2石
20	高宮七治	十二所給人	生存	銀7枚	刀
21	小川平太	十二所給人	生存	銀7枚	刀
22	石井忠右衛門	十二所給人	生存	銀7枚	刀
23	塩谷彦五郎	十二所給人	生存	紋付袴・銀3枚	紋付袴・銀3枚・刀
24	石井此面(深美)	十二所給人	生存	銀3枚	
25	秦 佐五郎	十二所給人	生存	銀3枚	銀7枚
26	曲木兵部(九八)	十二所給人	生存	紋付袴・銀3枚	刀
27	城 権六	十二所給人	生存	紋付袴	小銃
28	月居楨助	十二所給人	生存	銀3枚	刀
29	佐藤竹治	十二所給人	生存	銀7枚	銀7枚
30	月居清之助(真澄)	十二所給人	生存	銀7枚	刀
31	和田武之丞(秋平)	十二所給人	生存	銀3枚	小銃
32	秦 沖之助	十二所給人	生存	銀3枚	銀3枚
33	忍 永之助	十二所給人	生存	銀3枚	銀3枚
34	曲木専右衛門	十二所給人	戦死	10石	2石
35	成田又右衛門	十二所給人	戦死	10石	2石
36	佐藤孫四郎	十二所給人	戦死	10石	2石
37	忍 菊吉	十二所給人	戦死	10石	2石
38	武田富蔵	十二所給人	戦死	10石	2石
39	月居才助	十二所給人	戦死	10石	2石
40	佐藤角之助	十二所給人	戦死	10石	2石
41	石川三治(武左衛門)	十二所給人	生存	中士・3人扶持	中士・16石
42	糸井太郎右衛門	十二所給人	生存		小銃
43	菅生武右衛門	十二所給人	生存		小銃
44	忍 市兵衛	十二所給人	生存		小銃
45	中山伸助	十二所給人	生存		小銃
46	蛭田謹市(順治)	十二所給人	生存		小銃

No.	人 名	近世の身分	生存・討死	恩賞(第1回審査)	恩賞(第2回審査)
47	大森強右(左)衛門(源治)	十二所給人	生存		小銃
48	佐藤伝太(右門)	十二所給人	生存		小銃
49	月居半左衛門	十二所給人	生存		生涯2人扶持・脇差
50	秦 永太郎	十二所給人	生存		刀
51	奈良勝蔵	十二所卒	生存		士族召立・8石
52	佐藤修蔵	十二所卒	生存		士族召立・8石
53	奈良与市	十二所卒	生存		士族召立・8石
54	武田金兵衛	十二所卒	生存		士族召立・8石
55	武田孫六郎	十二所卒	生存		士族召立・8石
56	斎藤多左衛門	十二所卒	生存		士族召立・8石
57	武田惣治	十二所卒	生存		士族召立・8石
58	奈良新助	十二所卒	生存		士族召立・8石
59	渡辺多助	十二所卒	生存		士族召立・8石
60	松之助	十二所足輕	戦死	苗字御免・1人扶持	士族召立・8石
61	内蔵吉	十二所足輕	戦死	苗字御免・2人扶持	
62	宇吉郎	十二所足輕	戦死	苗字御免・3人扶持	
63	藤村新吉	茂木陪臣	廢人	2人扶持	親代より士族召立・8石
64	小嶋 桂	茂木陪臣	戦死		1人扶持
65	羽沢半蔵	茂木陪臣	戦死		1人扶持
66	川連豊吉	茂木陪臣	戦死		1人扶持
67	関 新蔵	茂木陪臣	生存		銀3枚
68	小山弁治	茂木陪臣	生存		銀3枚
69	赤上 清	茂木陪臣	生存		銀5枚
70	佐藤堅吉	茂木陪臣	生存	3人扶持5ヶ年	3人扶持10ヶ年
71	畠山三平	秦 佐五郎陪臣	戦死		1人扶持
72	柳沢寅之助	塩谷彦五郎陪臣	生存		2人扶持

秋田県公文書館「軍功取調二」(県A-237-2)、「軍功賞典一」(県A-226-1)、「軍功賞典録二」(県A-226-2)「軍功賞典録三」(県A-226-3)より作成

る。個人名宛に出された通達でないところが、士族より低い身分とされたことを十分に物語る。

石川兵左衛門のように戊辰戦争の軍功により歩行から近進並や一代近進並になるも、士族になれなかったのが現実だとすると、そもそも戊辰戦争の軍功とは何だったのかを考える必要がある。

戊辰戦争に従軍した秋田藩士への恩賞下賜は、大きく分けて、戦中・戦後すぐ、明治二年、明治四年の三回行われた。このうち、戦中・戦

後すぐは、戦争中に手柄を立てた藩士に対して即座に行われたものである。石川博康家資料には、明治元年(一八六八)十二月に下賜された恩賞の沙汰書が残されている。⁽³⁰⁾

諸藩手負人数え

一金三兩

一毛布一

当春以来多少之戦争艱難ニ依て、彈丸之疵劍を受候段痛憐憫被思召、依之為慰病臥被下賜候事。

辰十一月

総督府

この資料は石川兵左衛門の花押が書かれた包紙の中に入っている。これは石川がこの資料を大切に保管したことを意味し、金三兩と毛布下賜を名譽と考えた何よりの証拠である。

秋田藩が大規模な恩賞下賜を行ったのは明治二年である。その際、藩は戦争中に各部隊を率いた軍将から部下の名前と軍功を記した「軍功書き上げ」を提出させ、藩庁で審査し恩賞下賜の沙汰を行った。更に、この決定は二年後の明治四年に改定され、藩で再審査が行われた。そしてこの再審査をもって最終的に恩賞が決定した。

恩賞の審査に用いられた軍功の一覧から十二所の直臣・陪臣を抽出し(表5)で示す。第一回の審査では、軍功をあげた直臣の生存者には紋付袴に銀、直臣の戦死者には一〇石の加増、また本藩の十二所足輕の戦死者には苗字御免という恩賞が下された。ところが明治四年の再審査では、恩賞が減らされる人が多かった。例えば紋付袴や銀の恩賞の沙汰が下った三四人のうち一四人が刀の下賜に変わっている。また戦死者が出た家に出されるはずの一〇石の恩賞も二石に減らされている。しかしその一方で、明治二年の審査には名前があがっていない二七名に恩賞が与えられている。ここから「一部の手に手厚く」とい

う恩賞が「多くの人に薄く」という具合に変化したことが分かる。注目したいのは、恩賞は藩士の身分によって差がつけられていた点である。例えば戦死者を見ると、直臣には二石、茂木陪臣は一人扶持の恩賞となっている。一人扶持とは一日に現米五合が支給されるもので、禄の加増とは異なり軽いものである。また恩賞下賜にあずかる人数も十二所の直臣と茂木陪臣とは、圧倒的に茂木陪臣が少ない。

この直臣と陪臣の決定的な差は、近世の武士身分内格差そのものである。戊辰戦争時、十二所は盛岡藩兵の攻撃を受け、所預茂木弥三郎以下十二所給人は十二所から撤退し、扇田村（大館市扇田）で激戦を展開した。しかし、同じ卒でも士族に編入されたのは本藩の卒ばかりで、石川兵左衛門のような茂木陪臣の歩行は卒族に編入された。

従って江戸時代の秋田藩士の直臣と陪臣の身分内差別は、そのまま明治時代に持ち込まれたということができる。

おわりに

本稿は、秋田藩陪臣社会に磯田道史が論じた直臣の三層構造（磯田モデル）³⁾はあてはまり、また、仕官・浪人・再仕官を繰り返す旗本用人のような存在は普遍化できるとした宮地予想はある程度あてはまるということ的前提に、秋田藩陪臣の仕官・浪人・再仕官の実際、歩行世襲化の様相、そして直臣と陪臣の身分内差別について論じた。

その結果、以下三点を明らかにすることができた。

第一は陪臣の仕官・浪人・再仕官の様相である。茂木陪臣歩行石川兵左衛門が、十二所給人菊地茂左衛門家から移籍する事例から分かることは、陪臣の主家移動は仕官―浪人―再仕官というコースをたどる者ばかりでなく、先方からの引き抜きによる者も存在したということである。事例では、寛保二年（一七四二）十二月、十二所給人菊地陪臣だった石川兵左衛門が所預茂木宮内に請われて茂木陪臣歩行となった。ここで注目すべきは、石川兵左衛門の進退に彼の親戚が関わって

いたことである。親戚たちは、移籍の話が出た当初「代々菊地家に仕えているので無理であろう」と判断したが、結局彼らが種々取りなした結果、移籍がスムーズに運んだ。この「代々仕えている」という言葉が、世襲化した歩行の実態を物語っている。身分的周縁研究会は陪臣の存在を武士身分と農工商身分の身分的中間層、境界的身分と位置づけしており、また筆者は旧稿で陪臣の歩行は、武士身分であるが奉公人の扱いを受けると述べた。陪臣の歩行は武士社会の末端に位置する存在であるが、石川兵左衛門の主家移動の事例から、その出処進退は武家奉公人というより「家」の論理を持つ武士の様相を呈していたことが明らかになった。

第二に、石川家の系図を復元したことで、歩行の世襲化の実態が明らかになった。石川家は初代兵左衛門が茂木陪臣歩行となってから五代を経た後に明治時代となった。この間十二所卒の工藤家と婚姻関係を結び、かつ三代目兵左衛門の娘が茂木家へ奉公に出て、その功績が認められて伊勢家が創始され、五代目兵左衛門の嫡子が伊勢家の当主となった。陪臣歩行の家から陪臣歩行の家が興される事例をここに見ることができると。

第三は直臣と陪臣の差別の問題である。これは明治時代の士族・卒族振り分けの問題から逆説的に論じた。明治二年（一八六九）の新しい身分制度の創出時に陪臣は士族と卒族に振り分けられ、石川兵左衛門ら茂木陪臣の歩行は卒族に編入された。一方で、本藩の卒八名を見ると戊辰戦争の軍功が認められて士族に編入された。つまり、士族・卒族振り分けの論理は、戊辰戦争の軍功より江戸時代の出自にあった。ここから戊辰戦争は、下級陪臣にとって身分上昇を成し遂げるものではなかったということができ、また江戸時代の身分差がそのまま明治時代に持ち込まれたと指摘することができる。

江戸時代十二所は給人と茂木陪臣の身分差と経済格差が一致しないという特徴があったが、明治時代にはつきりと士族・卒族に線を引かれたところを見ると、顕然としないながらも差別が存在したことが窺

える。

註

- (1) 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』（東京大学出版会、二〇〇三年）
- (2) 宮地正人「幕末旗本用人論―江戸都市論に旗本社会をどう組み込むか―」（福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館、一九九三年）・「幕末・明治期と官僚制」（『歴博』七九、国立歴史民俗博物館、一九九六年一月）
- (3) 松本良太「近世後期の武士身分と都市社会―「下級武士」の問題を中心に―」（一九九八年度歴史学研究会大会報告）―（近世支配集団の構造と変容）（『歴史学研究』七一六、一九九八年）
- (4) 久留島浩編『シリーズ近世の身分的周辺』一〇六（吉川弘文館、二〇〇〇年）
- (5) 拙稿「秋田藩陪臣社会の構造―「陪臣家筋取調書」の分析を通じて―」（『秋田県公文書館研究紀要』一四、二〇〇八年）
- (6) 横手市沼田家所蔵「秋田藩禄高調」
- (7) 秋田県公文書館所蔵（以下石川博康家資料以外の資料については同館所蔵）「陪臣家筋取調書」三（県D―八一四）
- (8) 「十二所絵図」（A二九〇―一四―九五）
- (9) 『大館市史』第二巻、巻頭グラビア（大館市、一九七八三年）
- (10) 「御徒歩・御足軽倂約定書」（石川家博康家資料一九）（以下石川博康家資料を「石川」と略す）
- (11) 前掲註（1）
- (12) 「石川兵左衛門出仕覚書」（石川一）
- (13) 『佐竹家譜』中 七二二頁
- (14) 「分限帳」（A三二七―八八）
- (15) 前掲註（5）

- (16) 前掲註（14）
- (17) 「士族卒明細短冊」一四（九三〇一〇三一―一五二六）
- (18) 「見留流剣術伝書」（石川三〇）、「笹水流棒術免状」（石川三一）、
「槍術図」（石川三二）
- (19) 前掲註（1）
- (20) 「卒家譜」四四（九三〇一〇三一―一四九四）
- (21) 大館戊辰戦史編纂会『大館戊辰戦史』（一九一七年、一九七三年復刊、名著出版）四二二頁
- (22) 「士族卒明細短冊」一三（九三〇一〇三一―一五二五）
- (23) 前掲註（5）
- (24) 前掲註（7）
- (25) 前掲註（17）
- (26) 「石川兵左衛門宗旨改証文」（石川一六）・「伊勢勘兵衛宗旨改証文」（石川一七）
- (27) 『秋田県史』第四巻維新編（秋田県、一九六一年）四四九頁
- (28) 「元陪従永世士族抱取調元陪従永世卒抱取調元陪従士年限抱取調他」（A三一七―八三）
- (29) 「卒族編入通達」（石川八）
- (30) 「戊辰戦争傷病者へ下賜通達」（石川六）
- (31) 明治六年（一八七三）卒族廃止に伴い、石川兵左衛門は士族に編入される。このとき再び卒族を士族・平民のどちらに編入するか
の線引きが行われたと考えられるが、筆者は現時点においてこの問題を解く資料を見ていない。

【附記】石川博康家資料の過去帳の解説にあたり、遍照院工藤智教氏より御教示を賜りました。本稿を攷筆するにあたり、感謝の意をここで表します。

〈別表〉石川博康家資料仮目録

No.	資料名	年代	形態	作成・差出	受取	概要
1	石川兵左衛門出仕覚書	(寛保3年正月20日)	巻紙			石川兵左衛門が茂木家に召し抱えた際の顛末を記す、前欠
2	石川家過去帳	(天明6年～天保8年)	綴			戒名・命日の記載
3	伊勢家過去帳	(嘉永5年～明治2年)	綴			戒名・命日の記載
4	記(命日書付)	(文政4年～天保11年)	切紙			戒名・命日の記載
5	旧茂木陪臣取調書	明治6年5月	巻紙			旧茂木陪臣人名の書き上げ
6	戊辰戦争傷病者へ下賜通達	(明治元)11月	縦紙	総督府	諸藩手負人数	奥羽鎮撫総督府が負傷者に発給したもの、包紙あり
7	扇田合戦負傷につき下賜金仰渡	(明治2年)12月4日	巻紙		御歩行石川重[吉]	戊辰戦争従軍につき金子下賜、下部欠損
8	卒族編入通達	明治4年7月24日			石川兵左衛門他8名	石川兵左衛門他8名の卒族編入通達
9	士族編入通達	明治6年11月3日	巻紙	秋田県	石川兵左衛門	石川兵左衛門を士族に編入する旨の通達、包紙あり
10	士族編入通達	明治6年11月3日	巻紙	秋田県	伊勢堅治	伊勢堅治を士族に編入する旨の通達
11	遺跡願	明治10年11月18日	綴	石川兵左衛門他3名	秋田県権令石田英吉	石川兵左衛門死去につき長男重吉に相続させる旨の願書
12	相続人貰受御届	明治14年5月1日		石川重吉(印)他1名	秋田県令石田英吉	伊勢健治死去につき柳谷利右衛門三男を養子に入れる届出
13	改名願	明治16年10月		士族石川重吉(印)	北秋田郡長亘理宗信	嫡男久敏を、先祖の通字を用い重宣と改名する旨の願書
14	実名花押	安政4年2月		篠斎(花押)	伊勢勘兵衛	伊勢勘兵衛の諱を「弘家」と定めた文書、下部欠損
15	石川久敏実名	明治16年10月	切紙	源知瑞		石川久敏の実名の一字に「宣」を選定した文書、包紙あり
16	石川兵左衛門宗旨改証文	延享元年5月22日	縦紙	長興寺(印)		
17	伊勢勘兵衛宗旨改証文	嘉永3年5月9日	縦紙			
18	盆中取締方につき申渡	安永10年9月	巻紙	武田文右衛門他1名	石川兵吉	簡条書きで盆の間の通行の管理について定めたもの
19	御徒歩・御足軽俵約定書					御徒歩・御足軽の着服の規定
20	社参行列書	4月22日	巻紙			社参行列の編成を記したもの
21	長興寺仏参供触					「長興寺御仏参」の供の編成を記したもの
22	養老執行教諭書付	8月				
23	佐竹義知書状			佐竹義知	茂木幸楠	
24	佐竹義珍書状			佐竹義珍	茂木幸楠	
25	貞鏡院書状			貞鏡院	於知	
26	とみ書状			とみ	御あね	
27	某書状					
28	久代書状				おとも	
29	茂木右衛門書状				石塚孫大夫・宇都宮常刀・塩谷伯耆	年始の挨拶
30	見留流剣術伝書	寛政6年1月				
31	笹水流棒術免状				石川健助	
32	槍術図					
33	真言経					
34	江鶴風子をはしめ六君子追薦(俳諧)	明治5年3月14日		桜亭書		秀句85句を書き連ねたもの